

平成28年度第1回京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 摘録

1 日 時 平成28年9月23日（金） 10:00～12:00

2 場 所 京都市聴覚言語障害センター（1階 地域交流室）

3 出席委員

志藤修史委員，河崎佳子委員，音川真由美委員，北見貴志委員，木俣紀子委員，小林敏子委員，酒井弘委員，坂口博史委員，鈴木菜穂子委員，千賀修委員，高島通隆委員，中村隆委員，中山昌一委員，橋本英憲委員，前田定幸委員，渡辺久美委員

事務局

斉藤泰樹障害保健福祉推進室長，東障害保健福祉推進室社会参加推進課長，中田障害保健福祉推進室企画課長，上田障害保健福祉推進室社会参加推進係長

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 斉藤泰樹保健福祉局障害保健福祉推進室長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 座長指名（志藤修史委員に決定）
- (5) 志藤修史座長挨拶
- (6) 議題

・「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例及び京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について」

○資料1に基づき，事務局から説明

委員

全国で手話言語条例は多く作られているが，京都市の条例の大きな特徴は，「観光都市」という京都市の特徴を盛り込んでいるということである。

委員

この条例は聴こえない方のための条例なので，当事者である聴こえない方々の意見を多く反映し，我々が具現化できるよう，当事者の委員の数を増やして欲しい。

事務局

委員の選定に関しては，条例趣旨を踏まえ，当事者の意見を聴くことは大前提であるという認識に立っている。その上で，条例が市民や事業者などに様々な面で御協力いただくということを踏まえ，幅広い立場から御意見をいただくためにこの様な構成とした。

ただし，要綱に，必要に応じて委員以外の方から御意見をいただく場を設けることにもなっているため，必要に応じて，委員以外の方で当事者の方から意見をいただく場も活用していきたい。将来的には構成に関して御意見をいただきながら，一定の見直しをすることもありうると考えている。

委員

例えば，当事者の声を聞くためにゲストスピーカーという形で当事者に来ていただくなど

という機会も盛り込んでいけるのか。

事務局

開催要綱5条3項の規定を活用し、委員外の方にお越しいただくことも方法の一つとして考えられる。また、京都市と当事者の方の間での既存の話し合いの場も定例的に持っているため、その場の意見も踏まえて施策に反映していきたい。

委員

方針案を作成した段階で、当事者団体に持ち帰り議論する時間を設けて欲しい。

事務局

様々な当事者・関係者から意見を聴く必要があるため、可能である。

・「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例第7条「施策の推進方針」について」

○資料2-1, 2-2に基づき、事務局から説明

委員

推進方針の策定にあたり、それぞれに関心のある分野があるかと思う。自由に発言をお願いしたい。

委員

今年2月に条例制定に係るパブリックコメントの募集があった際、中途失聴・難聴者協会として意見書を提出した。1つ目のポイントは、条例の中に必ず「中途失聴・難聴者」という言葉を入れて欲しいということである。条例の素案には「中途失聴・難聴者」という文言が入っていなかったため、手話を使う当事者として「中途失聴・難聴者」がいるということを市民にはっきりと認識してもらうために文言を入れてもらうことを要望した。2つ目は、中途失聴・難聴者の手話学習環境が非常に貧弱であるということである。耳が聴こえないため手話を学習する必要性が高いにもかかわらず、制度が出来ていない。これはすぐ解決しなければならない大きな問題である。例えば、手話を学びたい時に手話サークルがあるが、手話サークルは健聴者の学習中心であり、聴こえない人への特別な配慮はなく、その中では手話が習得できない。

委員

手話通訳者派遣の報酬単価について、手話通訳者はボランティアではないが、それだけでは生計を維持できない。また、区役所に設置されている手話通訳も嘱託という雇用形態である。手当が上れば、また正規雇用で手話通訳が設置されれば、手話通訳になる人も増えるのではないかと思われるため、金銭的な面での検討をお願いしたい。

委員

表の中で現行の事業にもあげられているが、手話通訳の派遣事業は京都市聴覚言語障害センターで行っている。2時間59分まで3,000円が報酬単価である。この単価は30年以上変化していないが、一方で件数は増加している。財政的な面での制約が大きくなっている。国のモデルより報酬単価は低くなっている。年間派遣件数は、市内で4,000件～5,000件程度。手話通訳の活動可能者数は大体毎年100名前後である。しかし、他に仕事を持っている方が多いため、日中の活動可能通訳者は少なく、全体的にも通訳者の人数が不足している現状がある。

委員

観光の観点から推進方針策定を考えるにあたり、条例は「手話言語」ということになっているが、推進方針の対象は「手話言語」限定か。観光では、手話以外の情報保障の面（ホテルの字幕設定等）でも多く課題があるため、お聞きする。

事務局

今回は「手話」に限定した形になっている。意思疎通支援といった場合、要約筆記や視覚障害のある方の点字の問題等があるが、議会に聴覚障害者協会が提案した際、「手話に限定」というところからスタートしているためである。お手元に「ほほえみプラン」の写しをお渡ししているが、参考にしていただきたい。京都市として障害のある方に対する施策方針があるが、「手話も含めたコミュニケーション支援全体の充実を図っていく」こととなっている。他の幾つかの自治体では、コミュニケーション支援全体に関する条例が策定しているが、京都市では先行して制定された手話言語条例に基づき、まずは手話の取組をすすめている。手話以外のコミュニケーション手段の支援も同様に重要だと認識している。

委員

明石市等ではモニターで手話通訳を行うシステムがあるが、そういった映像でのやりとりに関しては今回対象にならないのか。

事務局

基本的な方針としては「手話言語」ということになっているが、京都市の大きい取組としては、意思疎通全体の支援というものがあるため、予算上の制約等はあるが、聴覚障害のある方にとって役立つ施策であれば、可能な限り実現を図っていく。

委員

手話コミュニケーション条例ではなく、手話言語条例であるというところからスタートしているこの条例で、「言語」を誰にどう保障していくかという問題がある。手話を「獲得していく」という記載があるが、これは手話を自然に言語として身に付けていくという意味である。聴こえない子ども達や、親が聴こえないという子どもたちが当てはまるが、具体的に「ろう児」という言葉が一切見られない。

一方で、「生徒や児童」という記載はあるが、文脈から判断するとこれは「聴こえる子どもたち」が学校で手話を学ぶということである。聴こえない子どもがどこで手話に出会い、手話を習うのではなく「獲得するのか」、気がつけば手話を話すようになっていたという状況になるのかについては触れられていない。表に一部、聴こえない人の家族が手話を学習する場については触れられているが、子ども自身が目で見てわかる言語に出会える機会の保障を、この懇話会では積極的に考えていきたい。

委員

聴こえない乳幼児、児童に対する手話の問題については、何よりも両親の意識に問題がある。口話法が良いから手話を覚えないなど様々な誤解が根強い。家族、親の教育の問題が非常に重要な課題になってくる。パブリックコメントに目を通す中で感じたのは、家族や当事者の近くにいる人に対する啓発が抜けている点である。私には、母と姉が居る。私が手話を使用するような活動をしていることは薄々知っているが、家族が自分から手話を覚えようといってくれたことは一度もない。こちらから手話を覚えて欲しいというのも言いつらく、苦しい。やはり市民に対する啓発、特に当事者の家族や近くに居る人への啓発を盛り込んでいただければありがたい。

委員

学校現場で手話の問題を考えると、一つは手話への関心をどのように呼び起こすかとい

うレベルの話と、実際に手話を必要とする生徒が入学してきたときにどう対応するか、という視点が必要である。最初の視点で言えば、小学校には総合学習の時間があるが、これは時数のみ決められており、内容は各学校で考える幅の広い授業である。その中で福祉や人権といったテーマで交流学習や体験学習をしている小学校は、厳密な調査をしたわけではないが非常に多い。ただ手話に限定して言えば、166校中ほぼえみ交流活動支援事業で手話体験9件、講師派遣19件で、1割強程度となっている。視覚障害や車いす体験等が多いが、手話はまだまだ浸透していない。総合的な学習の時間以外で言えば、集会や学習発表会等での手話を交えて音楽的な発表、また手話クラブを設けている学校もある。しかし、平成30年度からは市内の学校で英語学習の導入もあり、現場では時数の捻出が課題となる中で、総合的な学習の時間の枠内で手話の割合をいかに上げていくかという課題がある。

後者については、条例ができたからこそ早いうちに取り組むべきだと感じている。前任校で、両親が手話でないと通じず、たまたま手話の出来る教員が対応し、事なきを得たことがあった。教育委員会ははじめ、色々な支援をしてもらえんと思うが、実際にそういうことがあるという意識を、教職員らがしっかり持っていなければならない。

委員

総合学習の時間等を使って色々な取組がなされていることは良いことであるが、当事者が見えないところで手話の学習をしても、遊びで終わってしまうのではないか。それよりも、当事者である子どもたちを招いて交流する。子どもたちが手話を使っている現場を見れば、手話を覚えようという気持ちが自発的に生まれるのではないかと思うため、当事者との交流の場を設ける方向で考えてもらいたい。

委員

これについては、例えば本来校（地域の在籍校）に行くべき生徒が聾学校に行っている場合等に交流しているが、本来校の子どもたちが全員手話が出来るといえば、そのレベルには至っていない。そういったところも考えていきたいが、学習指導要領で定められた中で取り組んでいくのが困難な現状があるのも事実。

委員

聾学校と本来校の生徒との交流の際に、手話を学んでもらう、担任の先生に手話を勉強してもらおう等の活動をしているが、聾学校の生徒はそれほど多くないため、一部の学校との交流にはなっている。

また、「にじっこ」、「にじ」*という児童デイサービスについて、難聴学級のある二条城北小学校や九条弘道小学校や聾学校など、聴こえない児童が一堂に集まり、遊びや郊外学習を行う、聾学校へ訪問する等、一緒に活動している。聾学校を基点に、他の学校に交流を呼びかけているところである。

委員

手話の必要な方は様々な年代が居るが、思っている以上に手話は身近なものとして使われていない現状がある。

委員

自分や自分の子どもが実際に聴こえなくなった時に、すぐに学ぶ場がないということを考えると、手話を言語として認める条例ができた訳なので、英語や日本語と手話が同じように学べる機会が必要だと思う。財政的な問題もあるが、私たちが幼い頃と比べて、障害者に対する考え方は私見ではあるが、少しずつ変わってきている。大きく変えることは難しいかもしれないが、こども同士の交流があるのとないのとでは大きく違う。時間はかかるが、小

な取組を継続することが大切である。

また、先程報酬の話も出たが、手話の「奉仕」という立場で、どこまで出来るのかという
と難しい。手話を学ぶ場の確保や、学ぼうとする人の意欲向上、必要なときにどこにでも通
訳者がいるような土台作りをしていければ。

委員

この意見に大いに賛成する。手話を広く学べる場づくり、また手話検定を受ける人への財
政的な援助をしていただければ、手話が広がっていくと思う。手話だけに投資できないとい
うことは非常によくわかるが、条例ができたことを契機に、様々な財政的援助も考えていた
だけるとありがたい。

事務局

色々な御指摘をいただきありがたい。参考までに紹介すると、推進方針3つ目の「手話の
獲得及び習得の支援」について、パブリックコメント以前は入っていなかったと聞いている。
市民の方からの御意見から、手話を第一言語として「獲得する」、手話を第二言語として「取
得する」（中途失聴の方など）ということを認識した。そのため、以前のものには入ってい
なかった。内部での議論の中で、財政的問題はさることながら、一体どのようなメニューが
ありうるのかという点については、事務局でも頭を悩ませたところではある。これに関して
先程幾つかご意見はいただいているが、具体的に施策としてイメージできるものがあれば教
えて欲しい。

委員

一点気になったのが、「手話を必要とする方」と出ているが、私がこれまで出会った当
事者の方で、周囲と話せなくなったことで、「あなたたちに私たちの気持ちはわからない」
というネガティブな気持ちを持ち、手話というもの自体を受け入れられていない方々もいる。
その様な方は、手話が必要な人かどうかと言うと、精神的な問題から必要とはしていない。
推進方針を策定するにあたり、その様な当事者がどうやって手話を受け入れていくのか、こ
ちらから手話を一緒に習得していけるよう促すようなサポートも盛り込んでいくのかどう
か疑問を持った。

委員

今の問題について、生育環境や社会的な背景等色々あるが、実際難聴者の中には手話を拒
否する人も多い。先程、英語と同じように手話の勉強の時間を作るという話があったが、肝
心なのは、手話を広めたとき、そのコミュニケーションの相手となる聴覚障害者が居なけれ
ば意味がないと言うところである。障害者手帳を持っている聴覚障害者の中で手話が出来
るのは18%である。残りの82%は、手話を知らない、手話を使わない人と言われている。
その様な人に手話を広めることが一つの課題になる。また、先の委員の発言については、我
々が要望している中途失聴・難聴者向けの手話講座がある。これは、単に手話を覚えるだけ
でなく、同じような聴こえにくい友人が出来、手話で会話する中で、手話への抵抗をなくす
など、聴覚障害者の精神的なりハビリテーションも目的となっている。

委員

私が手話をはじめたきっかけについてであるが、家族や兄弟は皆聴こえた。幼児の頃、兄
弟が両親と話をしてコミュニケーションしている様子を見て、自分も真似をしたが全くわか
ってもらえず、非常にショックを受けたのが最初である。両親とコミュニケーションを取る
時には、ある程度ホームサインがあったので通じていた（アイスクリームのサインなど）。

その後聾学校に行き、皆まちまちな手話を使用していたが、先輩から手話を学んで身に付

けた。聾学校は非常に遠く、寄宿舎で過ごした。集団生活の時間が家庭生活よりも長く、コミュニケーションを取れるのが楽しかった。しかし、休暇等で家に帰ると、手話が通じない。両親が手話を覚えてくれたらとずっと思っていた。

300年ほど前にアメリカ大陸が発見され、イギリスからろうあ者のいる集団が東海岸のある島に移住した。そこでは聴こえる人も手話で話をし、数百年その状況が続いたという話がある。予算はなくても皆手話が出来るという状況、聴こえても聴こえなくても平等な社会であり、書籍も出版されている。参考に読んで欲しい。

委員

まず職員が手話を覚えて欲しい。他県だと、毎朝朝礼の際に手話単語を練習しているところもあるようだ。職員の方に熱い気持ちを持っていただければ、市民にも広がるであろうし、お金もかからない。

委員

手話言語条例は鳥取県が最初だが、府県レベルもあれば政令市、中核市、一般市など広まってきている。先程出ていたが、例えば明石市の条例は、内容的には意思疎通の担保であり、対象は聴こえない障害の方だけではない。一口に「手話言語条例」と言っても、言語政策として「手話は言語」と認め、その範囲で取組を進めるものから、手話をはじめ、点字や要約筆記を含めて情報・コミュニケーションを担保する条例や、もっと幅を広げてバリアフリーなども対象とするものがある。京都市の今回の条例では、「手話が言語である」という点に焦点が当たっているものである。中身を盛りすぎると、現実的には内容的にそぐわないようになってしまう。

手話をこれから獲得・習得する人への支援の重要性がパブリックコメントでも言われている。先程もろう児への支援も入れて欲しいという意見があった。鳥取県では、県の条例であり、県民全体も60万人で京都市人口の3分の1程度である。聾学校も県立であり、県の条例がそのままろう教育などにも反映できる。鳥取県では、これまでは、聴こえない子どもたちが学校に来るという範囲での交流だったのが、聴こえる子どもたちが聾学校に出向くといった活動も行っている。ただ、京都の場合は聾学校が府立なので、難しいものがある。

そして一番は、手話に抵抗を持つ人についてである。本来ならば手話を覚えることでスムーズなコミュニケーションが出来、生活の幅が広がるであろう人が、抵抗を持ってしまっているという現実がある。課題多いが、今回は一番の鍵である「手話は言語」という点を強調し、手話は日本語のような音声言語に劣るものではない、同等のもので、独立した大切な言語であるということを啓発していく、アピールしていく。お金はかからなくても、常にそういったことをしていくのがこの条例の重要な部分である。

その点で言えば、観光は京都の売りになっており、あらゆる場所での案内、掲示で英語や中国語があるが、手話を言語として認知されるのであれば、英語の放送があれば手話の放送もあるべきであり、手話の放送とは映像であり、手話による案内はあってしかるべき。方法は色々あるが、遠隔の手話通訳サービス（タブレットを使用して通訳を利用する）や電話リレーサービスは具体的な施策として実施されているものであり、ぜひ実現して欲しい。言語政策としてこの条例を見るならば、今回は教育や観光が入っているが、分野問わず市民が一つの言語を保障されるべきであり、民生の範囲のことではないと言う認識を広げ、各部局で考えていくべき。市民向けにも必要。

委員

手話言語を勉強中だが、他言語に非常に近いと感じている。観光で考えると、英語や中国

語、フランス語でもない、一つの他言語として外国人観光客にとっても通用する部分も多々あるのではないかと感じている。

委員

医療者の立場から言うと、実際に手話を第一言語として選択するろうの子どもは減少していく可能性があると考えている。人口内耳装着の手術が普及してきており、かなりの確率で聴力活用が出来るようになってきている。ただ、全く通常の聴こえ方にはならないことは多く、また手話を中心に使用している家庭も多くある。人口内耳が活用できない子どももいる。そのため、手話の占める重要性は変わらないと認識している。ただこういった、聴力も活用しながら手話を使用していくような、トータルでのコミュニケーションの発達が子どもの成長において非常に重要であり、京都市では現在児童福祉センターを中心に就学前の子どもの聴力の訓練の役割を果たしている。先程からあるように、こういった場から、こどもが学びたいときに学ぶ場があること、また医療者がそういった施設を紹介できるようなシステム作りが第一に必要かと思う。もう一点は、社会的な認知についてである。これは手話に限ったことではないが、難聴者は難聴であることを知られたくない方が多くいる。補聴器を薦めても、「補聴器は恥ずかしい」というイメージを持つ人が多い。このような意識を持たなくて済むような社会のシステムを作っていくことも課題である。

委員

実は、私も人口内耳の装用者である。手術を受ける前は、人口内耳があれば聴力が聴こえる人並になるというケースもあったが、実際に手術を受けてみると、また周囲の人の話を聞いても、人口内耳が万能ではなく、聞こえる人の中にはならない、こういった大人数の場では、要約筆記や手話通訳がないと話がつかめないということがある。人口内耳を装着する人が増加すれば手話を覚える人が減少するだろうということは誤解であると思う。人口内耳は耳の代わりにはならないことをきちんと親に伝えて欲しい。

委員

先程の発言は、第一言語として手話に取組む人は減少するかもしれないという意味であり、手話の重要性については従来と変わらないと認識している。

委員

地域での取組に触れると、各区にあるボランティアセンターでは、来月上京区と右京区で手話の教室がある。手話サークル「みみずく」に協力いただき、市内半数以上の区でこのような手話教室・入門講座を行っている。地域で大切にしているのは、ただ手話を覚えてもらうだけではなく、同じ地域に暮らす聴こえない方の日常の困りごと等について、必ず当事者を招き、当事者から話をしてもらうことである。同じ地域に住む住民として、どのような見守りや気遣いが出来るか考える場を持つことを大切にしている。地域でどのような取組を進めていくかという視点から今回参画したいと思っている。

また、「ほほえみ交流活動支援事業」の方でも、福祉教育の部分で社会福祉協議会としても関わっていきたいと考えている。

委員

本日出た様々な意見の中で一つ重要なのは、「手話が言語である」ということを、どうわかりやすく多くの方に伝えられるのかということである。手話に関わっている方は手話が第一言語であり、日本語と違う、手話独特の世界があるということを知っている。それを一般の方に伝えていくこと、「手話とはいったい何なのか」ということをわかりやすくパンフレット等伝える手段が第一。その点は、ろうの方、手話に関わっている方の協力を得ること

が必要である。

もう一点は、子どもから中途失聴の方まで、様々な市民に手話を学ぶ機会と場が必要であり、どのように体制整備していくのかという点である。これに関しては当面、必要な場所に必要な場面で学べる場を徐々に広げていくしかないと思う。今日出ていたような、手話が必要であると思われる幼少の子どもに自然な雰囲気の手話を伝えていく、そして親がそのことを理解できるような環境を整えていく。「にじっこ」のような対応が必要だと思うが、京都市内に現在1箇所しかないので、広げていく必要がある。

また、中途失聴の人が手話を学ぶ機会については他の委員から触れられていたが、もっと幅広い場と機会が必要だと思う。そのためには、そもそもの体制整備の問題であるが、手話というものを、職業としてどんどん発信していける人が広がらないと難しい。我々自身が知恵を絞りながら進めていくべきである。

先程の、パンフレットや掲示板の問題、観光の問題も含めてだが、教育から産業・労働に至るまで、幅広く手話をどう考えていくかということ、福祉から広げていく、一般化していくことが必要である。この点中身について議論を深めていく必要があるが、この場で言い切れなかった部分については、事務局に伝えていく機会があった方がよい。

事務局

この場で個別にお答えできない部分が多いため、まず本日いただいた意見を一旦事務局でまとめて次回の懇話会で推進方針案を示していきたい。この場で言い切れなかった部分については事務局にお伝えいただきたい。それぞれの団体に持ち帰っていただき、そこで出た意見等もいただければと思う。必要に応じて、予算要求等も含めて検討していきたい。

委員

手話は「言語」であるので、市民にとって身近なものであって欲しい。市民しんぶん9月1日号で手話について大きく出たが、手話をどんどん広げていかなければならない。専門的な話もあったが、一市民として思うことは、私自身手話が出来ず、息子が聴こえないため、指文字や筆談で会話している。大多数の市民はこれまで手話に触れる機会がなかったと思うので、検定のための手話でなくても、普段から聴こえてくるような、身近な言葉として広まって欲しい。英語のように、普段から見える、聴こえるような場所が欲しい。また、議員提案で成立した条例なので、市会議員と一緒に覚えていくといった場も設けていければ。市民しんぶんについても、これを出発点に、毎月少しでもいいので掲載できるようなことも期待したい。

委員

先程あったように、言い切れなかった意見については事務局に伝えていただき、それをもって作成し方針案を、次回に議論を深めていきたいと思う。本日の懇話会はこれをもって終了としたい。

- * 聴覚に障害のある児童を対象に、放課後や長期休暇中における障害児の居場所を確保する、京都聴覚障害児放課後等デイサービス「にじ」と、聴覚に障害のある乳幼児から学齢期の子どもと家族の「つどいの場」として、「にじ」の一室で、手話を使った絵本の読み聞かせや手遊び、交流会、勉強会等を行う「にじっこ」が、京都聴覚言語障害者福祉協会によって運営されている。